



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定（森林管理課） 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定・2件（建築指導課） 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（教育庁生涯学習振興課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（教育庁生涯学習振興課） 9

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院） 13
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 14
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 14
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院） 14

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・23件 14

正 誤

- 平成29年 3月31日付け公報号外第5号中訂正 28
- 平成29年 3月31日付け公報号外第8号中訂正 29

告 示

沖縄県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺野喜漢抜原857番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第295号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 東村
- 2 基本測量を実施する期間 平成29年5月8日から平成30年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

沖縄県告示第296号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公告認定対象区域 南風原町字兼城松川原704番ほか33筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成29年5月8日 沖縄県指令土第382号

沖縄県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公告認定対象区域 石垣市字新川2212番1ほか7筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成29年5月10日 沖縄県指令土第406号

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
- (2) 商号名 株式会社大一土木
- (3) 代表者名 大里誠
- (4) 所在地 浦添市港川一丁目39番11号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第7219号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年8月24日
 - (2) 商号名 呉屋設備
 - (3) 代表者名 呉屋信秀
 - (4) 所在地 西原町字与那城342番地4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9018号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年9月1日
 - (2) 商号名 徳進設備工業株式会社
 - (3) 代表者名 德里恒雄
 - (4) 所在地 北谷町字吉原1201番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第2164号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年9月1日
 - (2) 商号名 有限会社隆盛建設
 - (3) 代表者名 田場盛勝
 - (4) 所在地 宜野湾市大山六丁目27番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第9275号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成28年9月1日
 - (2) 商号名 株式会社マール
 - (3) 代表者名 光岡勝
 - (4) 所在地 宜野湾市大山三丁目23番7号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12364号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成28年9月1日
 - (2) 商号名 川花建設株式会社
 - (3) 代表者名 仲盛長佳
 - (4) 所在地 石垣市字平得523番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第9283号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成28年9月1日
 - (2) 商号名 株式会社豊建設
 - (3) 代表者名 金城隆和
 - (4) 所在地 豊見城市字宜保310番地11
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第2406号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 平成28年9月12日
(2) 商号名 有限会社上間工業
(3) 代表者名 山川宗徹
(4) 所在地 沖縄市字古謝888番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第10283号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年9月21日
(2) 商号名 スイド建設株式会社
(3) 代表者名 與那嶺利奈
(4) 所在地 沖縄市胡屋四丁目23番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11398号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年9月21日
(2) 商号名 有限会社日亜電設
(3) 代表者名 與那覇榮
(4) 所在地 南風原町字与那覇495番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第1594号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
(2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
(3) 従業員の数が5人以上であること。
(4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
イ 法人にあつては、登記事項証明書
ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと

を証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 平成29年5月19日(金曜日)から同年6月2日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日(日曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフト(以下「機器等」という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成29年8月31日(木曜日)

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を手入するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 以下のいずれかに該当する者

(7) 平成28年4月26日付け沖縄県公報定期第4440号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた

者

(イ) 平成29年5月19日付け沖縄県公報定期第4545号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成29年6月9日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内に、沖縄本島以外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成29年6月9日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を手にするための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 平成29年5月19日（金曜日）から同年6月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成29年5月30日（火曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)に示す場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県庁4階第1会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するときは、入札保証金の納付が免除される。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があつた入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年5月30日（火曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課

(2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成29年6月28日(水曜日)午後5時(同期限までに必着のこと。)
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成29年5月30日(火曜日)午前10時
イ 場所 沖縄県庁11階第1会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (3) PRE-BID MEETING
Date and Time: May 30, 2017(Tuesday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 11th floor, The First Meeting Room
 - (4) BID OPENING
Date and Time: June 29, 2017(Thursday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 4th floor, The First Meeting Room
 - (5) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711
-
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。
- 平成29年5月19日
- 沖縄県知事 翁 長 雄 志
- 1 調達する物品等の種類 新沖縄県立図書館固定書架等の調達（設置業務を含む。以下同じ。）
 - 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 固定書架等の調達及び設置に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
 - 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 固定書架等の調達及び設置に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- キ 県が発注する物品の製造、買入れ、受払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者は、上記イからオまでに掲げる書類の提出を免除する。
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁生涯学習振興課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2746
- (3) 申請書等の受付期間 平成29年5月19日（金曜日）から同年6月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月30日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する新沖縄県立図書館固定書架等の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 新沖縄県立図書館電動式移動棚等の調達（設置業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電動式移動棚等（電動式移動棚及び走行レールをいう。以下同じ。）の調達及び設置に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第

1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電動式移動棚等の調達及び設置に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

キ 県が発注する物品の製造、買入れ、受払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者は、上記イからオまでに掲げる書類の提出を免除する。

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁生涯学習振興課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2746

(3) 申請書等の受付期間 平成29年5月19日（金曜日）から同年6月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月30日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する新沖縄県立図書館電動式移動棚等の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 新沖縄県立図書館固定書架等（以下「固定書架等」という。）の調達（設置業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成30年6月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - ア 平成29年5月19日付け沖縄県公報定期第4545号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による新沖縄県立図書館固定書架等の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする固定書架等の機能等証明書を平成29年6月9日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該固定書架等を納入できることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成29年5月19日（金曜日）から同年6月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁生涯学習振興課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2746

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成29年5月22日（月曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年7月3日（月曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年5月22日（月曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県教育庁生涯学習振興課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成29年6月30日(金曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁生涯学習振興課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成29年5月22日(月曜日)午前10時
 - イ 場所 沖縄県庁12階第2会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Procurement of fixed type bookshelves for libraries 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) PRE-BID MEETING
Date and Time: May 22, 2017 (Monday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 12th floor, The 2nd Meeting Room
- (4) BID OPENING
Date and Time: July 3, 2017 (Monday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The 2nd Meeting Room
- (5) POINT OF CONTACT
Lifelong Learning Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2746

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 新沖縄県立図書館電動式移動棚等(以下「電動式移動棚等」という。)の調達(設置業務を含む。以下同じ。) 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入の期限 平成30年6月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - ア 平成29年5月19日付け沖縄県公報定期第4545号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による新沖縄県立図書館電動式移動棚等の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする電動式移動棚等の機能等証明書を平成29年6月9日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該電動式移動棚等を納入できることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成29年5月19日（金曜日）から同年6月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県教育庁生涯学習振興課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2746
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年5月22日（月曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年7月4日（火曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年5月22日（月曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県教育庁生涯学習振興課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成29年7月3日(月曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁生涯学習振興課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成29年5月22日(月曜日)午後2時
 - イ 場所 沖縄県庁12階第2会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Procurement of electric compact shelving for libraries 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (3) PRE-BID MEETING
Date and Time: May 22, 2017 (Monday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 12th floor, The 2nd Meeting Room
 - (4) BID OPENING
Date and Time: July 4, 2017 (Tuesday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The 2nd Meeting Room
 - (5) POINT OF CONTACT
Lifelong Learning Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2746

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年5月19日

沖縄県立北部病院長 知 念 清 治

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目12番3号
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 落札金額 50,090,400円
- 6 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年1月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年5月19日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 うるま市字宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 落札金額 94,629,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年1月27日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年5月19日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 佐 久 本 薫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地の1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年3月9日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄県ビルメンテナンス協同組合 那覇市曙2丁目27番14号
- 5 契約金額 248,378,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年5月19日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年3月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社宮古ビル管理 宮古島市平良字下里108番地11平良港ターミナルビル4階
- 5 契約金額 59,131,099円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第34号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上具志堅原	1143番2	雑種地	1,208	1,208.48	1,208.48
国頭郡伊江村字西江上ツブルサ原	1214番	雑種地	686	686.13	686.13

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
長嶺良美	名護市字田井等639番地1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第35号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上具志堅原	1090番	山林	863	863.35	863.35
国頭郡伊江村字西江上カネクラ原	1556番	山林	1,523	1,523.09	1,523.09
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2679番	原野	7,095	7,095.57	7,095.57
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2695番	原野	10,699	10,699.34	10,699.34
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2702番	原野	6,636	6,636.56	6,636.56
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2703番	原野	5,094	5,094.50	5,094.50

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
名嘉ヤス	国頭郡伊江村字川平97番地の2

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第36号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上カネクラ原	1492番	山林	931	931.66	931.66

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城順子	豊見城市字豊見城164番地11

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第37号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上ツブルサ原	1230番	畑	1,592	1,592.04	1,592.04
国頭郡伊江村字西江上ツブルサ原	1329番	山林	992	992.53	992.53
国頭郡伊江村字西江上上スメカ原	1341番	畑	1,521	1,521.34	1,521.34
国頭郡伊江村字西江上上スメカ原	1351番	畑	1,518	1,518.52	1,518.52
国頭郡伊江村字西江上上スメカ原	1391番	畑	1,677	1,677.55	1,677.55
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2592番	畑	1,393	1,393.12	1,393.12

国頭郡伊江村字西江上親竹原	2262番	畑	2,584	2,584.19	2,584.19
---------------	-------	---	-------	----------	----------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
知念忠二	宜野湾市野嵩一丁目41番11号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第38号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上上スメカ原	1434番	雑種地	2,500	2,500.17	2,500.17

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
平安山良有	国頭郡伊江村字西江上1631番地	8分の4
久保田園子	神奈川県横須賀市池田町三丁目11番6号	8分の1
玉城睦子	国頭郡伊江村字川平429番地の1	8分の1
長嶺良美	名護市字田井等639番地1	8分の1
平安山良尚	国頭郡伊江村字西江上1631番地	8分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第39号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上上スメカ原	1439番	雑種地	868	868.19	868.19
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2502番	雑種地	891	891.65	891.65

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城睦子	国頭郡伊江村字川平429番地の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第40号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2451番	山林	622	622.07	622.07
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2452番	山林	1,771	1,771.13	1,771.13
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2504番	雑種地	1,886	1,886.40	1,886.40

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安山良尚	国頭郡伊江村字西江上1631番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第41号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第14

0号) 第14条第1項の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2501番	雑種地	1,789	1,789.27	1,789.27

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安山すが子	国頭郡伊江村字西江上1631番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第42号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号) 第14条第1項の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2513番	雑種地	415	415.48	415.48
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2514番	雑種地	1,291	1,291.42	1,291.42

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
久保田園子	神奈川県横須賀市池田町三丁目11番6号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第43号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上中スメカ原	2520番	山林	1,172	1,172.80	1,172.80
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2665番	雑種地	4,191	4,191.47	4,191.47
国頭郡伊江村字西江上親竹原	2359番	原野	474	474.24	474.24
国頭郡伊江村字西江上親竹原	2360番	原野	625	625.15	625.15

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安山良有	国頭郡伊江村字西江上1631番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第44号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2582番	山林	2,116	2,116.56	2,116.56

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
中野澄子	島尻郡与那原町字与那原3182番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第45号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2585番	畑	2,808	2,808.63	2,808.63

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清樹	千葉県船橋市藤原六丁目42番32号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県農業協同組合 代表理事 大城勉	那覇市楚辺2丁目33番18号	抵当権 平成24年9月25日受付第10649号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第46号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2593番	畑	2,574	2,574.33	2,574.33

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鈴木清和	埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目3番45号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県農業協同組合 代表理事 大城勉	那覇市楚辺2丁目33番18号	抵当権 平成24年9月25日受付第10649号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第47号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2594番	山林	4,212	4,212.11	4,212.11

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川あゆみ	国頭郡伊江村字西江上71番地西江上団地105

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第48号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2595番	原野	2,001	2,001.64	2,001.64
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2630番	畑	1,485	1,485.25	1,485.25
国頭郡伊江村字西江上カヤ毛原	2754番	原野	786	786.42	786.42
国頭郡伊江村字西江上カヤ毛原	2779番	原野	1,089	1,089.10	1,089.10

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清安	国頭郡伊江村字東江前161番地の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第49号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2615番	畑	1,761	1,761.07	1,761.07
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2670番	原野	1,653	1,653.50	1,653.50

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清彦	国頭郡伊江村字西江上1983番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第50号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2631番	山林	626	626.89	626.89

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清樹	千葉県船橋市藤原六丁目42番32号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第51号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2673番	原野	1,609	1,609.43	1,609.43

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鈴木清和	埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目3番45号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第52号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2621番	雑種地	1,069	1,069.38	1,069.38
国頭郡伊江村字西江上下スメカ原	2633番	雑種地	474	474.63	474.63
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2642番	原野	1,320	1,320.24	1,320.24
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2645番	山林	7,725	7,725.61	7,725.61
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2647番	原野	1,627	1,627.11	1,627.11
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2648番	原野	932	932.09	932.09
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2661番	原野	986	986.20	986.20
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2664番	山林	7,326	7,326.55	7,326.55
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2669番	原野	2,829	2,829.22	2,829.22
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2674番	山林	1,262	1,262.40	1,262.40
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2680番	山林	1,035	1,035.60	1,035.60
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2681番	原野	1,704	1,704.07	1,704.07
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2682番	山林	5,020	5,020.13	5,020.13
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2683番	山林	3,096	3,096.29	3,096.29
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2684番	雑種地	3,839	3,839.59	3,839.59
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2685番	山林	1,274	1,274.53	1,274.53
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2686番	山林	724	724.85	724.85
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2687番	山林	940	940.86	940.86
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2688番	雑種地	2,186	2,186.81	2,186.81
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2689番	山林	1,636	1,636.10	1,636.10
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2690番	山林	1,640	1,640.71	1,640.71
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2691番	山林	1,599	1,599.43	1,599.43
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2692番	雑種地	4,223	4,223.46	4,223.46
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2693番	山林	3,217	3,217.77	3,217.77
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2694番	山林	2,059	2,059.11	2,059.11
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2699番	原野	3,973	3,973.32	3,973.32
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2700番	原野	4,753	4,753.10	4,753.10

国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2701番	原野	11,894	11,894.65	11,894.65
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2705番	原野	1,451	1,451.16	1,451.16
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2708番	原野	4,043	4,043.80	4,043.80
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2710番	原野	3,842	3,842.39	3,842.39
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2714番	山林	9,352	9,352.39	9,352.39
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2715番	原野	6,924	6,924.12	6,924.12
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2716番	原野	2,324	2,324.46	2,324.46
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2735番	原野	8,794	8,794.54	8,794.54
国頭郡伊江村字西江前トモリ	1997番	山林	1,417	1,417.31	1,417.31

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
謝花悦子	国頭郡伊江村字東江前2300番地の10	2分の1
阿波根弘子	国頭郡伊江村字東江前2300番地の4	2分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第53号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2651番	原野	792	792.12	792.12

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
榎本恵	滋賀県近江八幡市池田町五丁目21番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第54号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2658番	原野	7,429	7,429.61	7,429.61

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
謝花悦子	国頭郡伊江村字東江前2300番地の10	4290分の1745
阿波根弘子	国頭郡伊江村字東江前2300番地の4	4290分の1745
山城美代子	国頭郡伊江村字西江上222番地	30030分の2800
山城純一	島尻郡八重瀬町字東風平192番地8 有料老人ホーム新緑の里	30030分の400
山城純正	兵庫県伊丹市荒牧六丁目25番6-507号	30030分の400
上田律子	神奈川県川崎市高津区新作六丁目4番15号	30030分の400
山城満	国頭郡伊江村字西江上222番地	30030分の400
山城明	国頭郡今帰仁村字仲尾次673番地シャトレハイビスカス2-D	30030分の400
山城究	東京都台東区台東一丁目33番10-1203号グランベルセントラルステージ	30030分の400
座波かおり	那覇市首里石嶺町3丁目229番地2	30030分の400

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月14日

沖縄県収用委員会告示第55号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2667番	原野	1,430	1,430.34	1,430.34

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
喜納政次	島尻郡南風原町字兼城546番地7	2分の1
喜納恂子	国頭郡本部町字山川128番地3	2分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

沖縄県収用委員会告示第56号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	2704番	原野	692	692.29	692.29

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
謝花悦子	国頭郡伊江村字東江前2300番地の10	3分の1
松浦信平	東京都日野市万願寺四丁目25番地の6	3分の1
松浦真理子	東京都日野市万願寺四丁目25番地の6	3分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月14日

正 誤

平成29年3月31日付け公報号外第5号掲載の「沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第22号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
11	上から12	部等に属しない職及びその職務	(部等に属しない職及びその職務)

平成29年 3月31日付け公報号外第 8号掲載の「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第 4号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
7	上から10	まで」	まで」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項から第 7 項まで」

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号